

1 大規模行為の内容や届出に関すること

行為地	行為の種類	届出先	お問い合わせ先
日立市、高萩市、北茨城市、取手市、ひたちなか市	全ての大規模行為		市役所 景観行政担当課
上記以外の市町村 (水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、笠間市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、大洗町を除く※)	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校、工場及び倉庫以外の建築物であって5以上の階数を有するもの又は延べ床面積が2,000平方メートル以上のものに係る行為 ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設に係る行為 ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものに係る行為 ・都市計画区域内における汚物処理場等の用途に供する工作物に係る行為 ・土地の形質の変更であって変更に係る土地の面積が50,000平方メートル以上(農地については40,000平方メートル超、土採取に係る変更については30,000平方メートル以上)の行為 	市町村 景観行政 担当課	県庁 土木部 都市局 建築指導課 電話 029(301)4727
常陸太田市、常陸大宮市、大子町	上記以外の行為	市町村 景観行政 担当課	○県北県民センター 建築指導課 電話 0294(80)3344
那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、東海村			○土木部都市局建築指導課 県央建築指導室 電話 029(301)4784
鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市			○鹿行県民センター 建築指導課 電話 0291(33)4113
龍ヶ崎市、稲敷市、かすみがうら市、美浦村、阿見町、河内町、利根町			○県南県民センター 建築指導課 電話 029(822)8519
下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町			○県西県民センター 建築指導課 電話 0296(24)9149

※水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、笠間市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、大洗町については、各市町景観条例等による届出が必要です。

2 大規模行為届出制度に関すること

県庁 土木部 都市局 都市計画課 電話 029(301)4579